

平成 29 年度福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

○障がい福祉サービス費等支払いに係る審査について

○平成 29 年度の指導方針について

○指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分について

福岡市障がい者在宅支援課

平成 29 年 6 月

目 次

1 障がい福祉サービス費等支払いに係る審査について

- (1) 障害福祉サービス費等支払に係る返戻について 1
- (2) 過誤申立について 7

2 平成 29 年度の指導方針について

- (1) 集団指導 9
- (2) 実地指導 9
- (3) 平成 28 年度実地指導（在宅系サービス、短期入所、特定相談支援事業所分） 10
- (4) 平成 29 年度実地指導について（在宅系サービス、短期入所、特定相談支援事業所分） . . . 13

3 指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分について

- (1) 処分等の内容 14
- (2) 具体的な処分事例 16
- (3) 障害者総合支援法に基づく行政処分について 21

1 障がい福祉サービス費等支払いに係る審査について

ここでは、障害福祉サービス費等支払いに係る返戻、過誤申立て、及び平成 26 年度から取り組んでいる審査体制の強化内容についてご説明します。

なお、補足ですが、電子請求受付システムでの入力方法等については、国保連合会へ直接お問い合わせください。

(1) 障害福祉サービス費等支払に係る返戻について

請求の返戻には国保連合会で返戻になる場合と、市町村審査で返戻になる場合があります。それぞれについて、よく見られるエラーについて説明します。

◆国保連合会返戻

エラーコード	内部コード	解説
EG02	受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません	1.受給者番号
EG20	受給者台帳で資格を喪失している受給者です	
EG03	受給者台帳に該当する支給決定が存在しません	2.支給決定内容
EG13	該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です	
EE67	事業所台帳に該当の上限額管理事業所番号が存在しません	
EG17	上限額管理対象外の受給者です	3.上限管理事業所
EG09	上限額管理有効期間外の受給者です	
EG05	上限額管理事業所として登録されていません	
EG41	食事提供加算対象外の受給者です	4.食事提供加算と補足給付
EG42	食事提供加算有効期間外の受給者です	
EG51	補足給付有効期間外の受給者です	

1. 受給者番号

一人のサービス利用者が障がい福祉サービスと地域生活支援を併給している場合、それぞれに異なる受給者番号を持ちます。

- 地域生活支援の受給者番号で障がいサービス費を請求するとエラーになります。障がいサービスの受給者番号で地域生活支援の請求をするとエラーになります。

障がい福祉サービスの受給者番号 … 上2桁が11（障がい児は12）

地域生活支援の受給者番号 … 上2桁が31（障がい児は32）

※障がい児が18歳に到達すると障がい者の受給者番号に変わります。

- 同様に同一事業所が障がい福祉サービスと地域生活支援を行っている場合、それぞれ異なる事業所番号を持ちます。

障がい福祉サービスの事業所 … 上3桁が401, 402, 403, 404

地域生活支援の事業所番号 … 上3桁が406

受給者番号と事業所番号の組み合わせに注意してください。

2. 支給決定内容

- 受給者証2ページの支給決定内容で確認してください。年度の途中で支給量が変更になることもありますので7ページの「支給量変更記載欄」も毎月必ず確認してください。利用者の方が区役所から送られる通知書のシールを張り忘れられている場合もありますので、口頭での確認もお願いします。

- 障がい福祉サービスの請求サービスコード誤りでよく見られるのは以下の3種です

※ () 内は決定コード

① 通院介助：「身体介護を伴う場合 (113000)」と「身体介護を伴わない場合 (114000)」

② 同行援護：「身体介護を伴う場合 (151000)」と「身体介護を伴わない場合 (152000)」

③ 短期入所等：「障がい者」と「障がい児」での請求コードの違いの誤り

- 地域生活支援の請求サービスコード誤りでよく見られるのは以下の2種です

① 移動支援：「身体型 (013000)」と「非身体型 (017000)」

② 日中一時支援：「障がい者」と「障がい児」での請求コードの違いの誤り

「単価区分」の誤りでの請求コードの違いの誤り

3. 上限額管理事業所

障がい福祉サービスの利用者負担については、利用者の負担の軽減を図るため、利用者の状況に応じて負担上限月額を設けています。利用者は負担上限月額を越えて利用者負担を支払う必要はありません。このため利用者が複数の事業所からサービス提供を受けた場合、上限額管理（利用者負担上限月額＝0（ゼロ）の利用者を除く）が必要となります。

① 上限額管理事業所と認定されるには、利用者の区への申請が必要です。遡っての申請はできません。上限額管理届けは区へ提出してください。

② 所得区分は変更になることがあります。利用者負担上限月額＝0（ゼロ）になった利用者は上限額管理が無しになります。

③ 上限額管理事業所のみがサービスを行った月は、上限額管理加算を請求できません。

請求明細書の上限額管理欄は空白にし、上限額管理結果票は送付しません。

※ 兄弟児の2人の上限額管理を行った場合で上限額管理事業所のみがサービスを行っている場合も、上限額管理加算については請求できませんが、上限額管理結果票は福岡市障がい者在宅支援課に送付する必要がありますので注意してください。

4. 食事提供体制加算と補足給付費

どちらにも一定の要件があります。また、同一期間にこの二つが付くことはありません。月途中で施設を入所・退所した場合などは、特に注意して下さい。

◆市町村審査による返戻

市町村審査で返戻となるケースには、「1.国保連合会の点検処理の警告内容を審査して福岡市が返戻と判断した場合」「2. 国保連合会の点検処理では正常だが福岡市の追加審査で返戻と判断した場合」の2パターンが存在します。

市町村審査で返戻となった請求に関して、「返戻等一覧」には「SH05:市町村審査により返戻」のみが記載されていますが、「1.国保連合会の点検処理の警告内容を審査して福岡市が返戻と判断した場合」には、別途国保連合会から送付されている「警告等一覧」に返戻理由となった警告内容が記載されています。問い合わせの際は、あらかじめ「警告等一覧」もご確認ください。

1. 国保連合会の点検処理の警告内容を審査して福岡市が返戻と判断した場合

市町村審査でよく見られる警告について説明します。その他の警告については、市町村返戻一覧（P. 6）を参照してください。

① 1回あたり時間数の超過

居宅介護サービスでは1回あたり時間数も支給決定されています。サービスを提供する際には、1回あたり時間数以内で提供してください。

不慮の事故等により超過が発生した場合は、「原則的利用時間超過届出」の提出を検討してください。この届出は請求以前に受給者証を添えて区役所に提出します。

② 訪問系サービス事業者記入欄の未確認によるもの

利用者とサービス提供の契約を結んだ事業所は、その内容を受給者証の8ページ～19ページ「訪問系サービス事業者記入欄」に必ず記入してください。支給量の変更や他の事業所との契約内容を把握するためにも毎月確認しましょう。複数事業所がサービスを提供している場合、全事業所のサービス量の総和が決定支給量をオーバーする誤りを防げます。

③ 国保連合会提出の請求書類上の問題

実績記録票と明細書間で時間数・日数・移動介護分の回数等が一致していない。

実績記録票内部での算定時間数に矛盾があり、結果として請求明細の単位数が誤っている場合に返戻します。

実績記録票と明細書の時間数が一致せず、結果請求単位数に誤りがある場合に返戻します。

④ サービス提供量が契約支給量をオーバーしている。

請求明細書の契約支給量は毎月必ず確認し、実際の契約量と合致しているか確認してください。

⑤ 上限額管理結果票と請求明細書の不一致

以下の各項目は各事業所の請求明細書と上限額管理結果票とで一致してはなりません。

各事業所の請求明細書		上限額管理結果票
上限額管理事業所	=	管理事業所
管理結果	=	利用者負担上限額管理結果
管理結果額	=	管理結果後利用者負担額
総費用額	=	総費用額
上限月額調整 (①, ②の少ない方)	=	利用者負担額
決定後利用者負担額	=	管理結果後利用者負担額

各項目の不一致で返戻になった場合、該当サービス事業所と上限額管理事業所が返戻になります。利用者負担額が変更になると思われる場合は、全事業所に返戻します。請求明細書と上限額管理結果票を正しく修正して、再請求してください。

※ 請求が通った後に上限額管理を行っている利用者の請求内容に修正が生じた場合、上限額管理事業所は自事業所の請求に変更がなくとも上限額管理結果票を送付する必要があります。詳細については、次の「(2) 過誤申立について」をご覧ください。

2. 国保連合会の点検処理では正常だが福岡市の追加審査で返戻と判断した場合

① 実績記録票と請求明細の突合による請求金額 (回数) チェック

国保連警告の対象とはならない請求について、追加審査として、実績記録票と明細書の突合による審査を実施しており、日中活動系サービス等で実績記録票の通所日数と明細の本体報酬の算定回数が一致しないもの、訪問系サービスで実績記録票から算定した単位数と明細書の請求単位数の差が大きいものに対しては、市町村審査で返戻します。

主に、「20分未満のサービス提供時間の切り捨て(家事援助除く)」、「同一サービス類型でサービス提供間隔が2時間未満の場合は、前後のサービスと合わせて1回と算定すること(重度訪問介護・行動援護除く)」、「重度訪問介護の算定時間」についての間違いが対象散見されています。

居宅系サービスの時間数の算定については、第3部資料「障がい者総合支援法(障がい福祉サービス(在宅系サービス)・地域生活支援事業)に関するサービス内容等について」に記

載しておりますので、間違いのない請求を行ってください。なお、第3部の説明資料にも記載があるとおり、実際の提供時間どおりに入力すると正しく算定されないケースがありますので、注意して下さい。

② 同一受給者へのサービスの重複提供チェック

平成26年度、27年度においては、過誤申立てを依頼しておりましたが、平成28年11月サービス提供分から、原則、市町村審査期間中に重複している両事業所にファックスにて事実確認の依頼を行い、誤っている請求については市町村審査で返戻する対応に切り替えています。

同一受給者へのサービスの重複は、期日や時間の入力を正確に行っていないために、数多く発生しています。なお、重複提供チェックが契機となり不正請求の発覚につながったケースもあります。市では、どちらの事業所が間違えているか判別がつかないため、重複先の事業所にも書類の確認や提出をお願いすることになりますので、サービス提供日、サービス開始時間や終了時間の入力は正確に行ってください。

特に、日中活動系事業所の報酬は提供時間ではなく回数により算定されるため、実績記録票のサービス提供時間が実際の提供時間と異なっているケースが散見されます。そのため、生活介護から帰宅後の居宅介護サービスなどのケースにおいて多数の重複提供が抽出されてしまい、市町村審査期間中の確認が困難となっています。実際の提供時間の記載の徹底をお願いします。

実績記録票の具体的な記載方法については下記のサイトも参考にしてください。

厚労省：報酬算定構造・サービスコード表等 平成27年4月施行分

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073941.html>

※受給者証の通りに請求して返戻になった場合は、担当区役所にお問い合わせください。
 ※この一覧表は、すべての警告コードについて記載しているわけではありません。

コード	内部コード	対 処	電子請求受付システムの画面
EE26	請求サービスコードに対する契約情報が存在しません	請求サービスコードに対応する決定サービスコードが支給決定サービスコードと一致することを確認し、契約内容情報に登録する。	基本情報
EG26	受給者台帳記載の利用者負担上限月額と一致しません	受給者証を確認して、利用者負担上限月額情報を修正する。	基本情報
EG28	契約支給量が決定支給量を超過しています	受給者証を確認して、契約内容情報を修正する。	基本情報
EN09	請求明細書のサービス提供量が契約支給量を超過しています	受給者証を確認して、契約内容情報を修正する。	基本情報
PP40	サービス提供量が契約支給量を超過しています	受給者証を確認して、契約内容情報を修正する。	基本情報
EG29	上限額管理対象外受給者の上限額管理結果に値があります	請求明細の上限額管理結果を空白にする。	請求明細書
EJ28	上限額管理事業所の項番が1になっていません	上限額管理事業所は必ず項番1に入力する。	上限額管理結果票
EJ98	管理結果額が上限月額①より少なく設定されています	管理結果が1の時、上限額管理事業所の管理結果額＝上限月額①でなければならない。	請求明細書
EN02	上限額管理有無がなしで管理結果額に値があります	請求明細の管理結果額を0にする。	請求明細書
PP01	上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で不一致	上限額管理結果票の管理結果を請求明細の管理結果に入力する。	請求明細書
PP02	利用者負担額が上限額管理結果票と明細書で不一致	・上限額管理結果票の誤りの場合－上限額管理結果票修正 ・請求明細書の誤りの場合－請求明細書修正 ※上限額管理事業所とサービス提供事業所ともに返戻する	上限額管理結果票 請求明細書
PP08	管理結果票に存在しない事業所の明細書があります	上限額管理事業所とサービス事業所のすべてを返戻する。	上限額管理結果票
PP09	総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致	・上限額管理結果票の誤りの場合－上限額管理結果票修正 ・請求明細書の誤りの場合－請求明細書修正 ※上限額管理事業所とサービス提供事業所ともに返戻する	上限額管理結果票 請求明細書
PP12	管理結果利用者負担が管理結果票と明細書で不一致	・上限額管理結果票の誤りの場合－上限額管理結果票修正 ・請求明細書の誤りの場合－請求明細書修正 ※上限額管理事業所とサービス提供事業所ともに返戻する	上限額管理結果票 請求明細書
PP20	明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	上限額管理事業所とサービス事業所のすべてを返戻する。	上限額管理結果票
PA40	利用者上限月額管理加算の算定要件を満たしていません	算定要件 ・管理結果が1, 2, 3のいずれかであること ・上限額管理事業所が有効期間内であること ・受給者証の利用者負担上限月額が0（ゼロ）でないこと	基本情報
EG27	サービス提供量が決定支給量を超過しています	決定支給量を受給者証で確認し、請求明細のサービス提供量を修正する。	請求明細書
EG38	サービス実績量が決定支給量を超過しています	決定支給量を受給者証で確認し、実績記録票のサービス提供量を修正する。	実績記録票
EG40	算定時間数が1回当たりの最大提供量を超過しています	1回当たり支給量を受給者証で確認し、以下のいずれかの処理を行う ・請求明細で1回当たりを超過したサービスコードを修正する ・実績記録票で1回当たりを超過した日を修正する	請求明細書・実績
EG87	受給者台帳記載の障害支援区分と一致しません	障害支援区分を受給者証で確認し、請求明細のサービスコードを修正する	基本情報
EJ29	日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	実績記録票の算定日数<請求明細の利用日数 正しく修正する	請求明細書
EL08	利用日数が支給決定された日数を超過しています	決定支給量を受給者証で確認し、請求明細の利用日数を修正する（実績記録票とも一致させること）	請求明細書
EL09	モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	モニタリング日の年月とサービス提供年月は一致させること。（計画案作成の段階では、請求できない。）	請求明細書
PA41	食事提供体制加算の算定要件を満たしていません	受給者証で食事提供体制加算が有効期間内であるかを確認し、実績記録票を修正する	基本情報
PA56	受給者の旧法障害程度区分が算定要件を満たしていません	受給者証で旧法障害程度区分を確認し、区分に応じたサービスコードに請求明細を修正する	基本情報
PA72	初回加算がサービス開始年月以外で算定されています	居宅系サービスの提供が2ヶ月間空いていないときは算定できない。サービスコードを請求明細から削除する	請求明細書
PB12	喀痰吸引等支援体制加算の算定要件を満たしていません	算定要件を満たしていないか、特定事業所加算と同時に請求した。請求明細からサービスコードを削除する。	請求明細書
PB35	受給者の障害支援区分が算定要件を満たしていません	受給者証で障害支援区分を確認し、区分に応じたサービスコードに請求明細を修正する。	基本情報
PP03	合計算定時間数が実績記録票と明細書で不一致	実績記録票と明細書の時間数を一致させる。	実績記録票・請求明細書
PS30	算定時間数の計算値が不正です	実績記録票の提供通番、開始・終了時間と算定時間数の設定を確認し、誤りを修正する	実績記録票
PP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過	複数事業所でサービス提供を行った場合は、その合計が決定支給量を超過してはならない。全事業所を返戻する。	請求明細書
PP05	サービス量の契約量超過、総サービス量決定支給量超過		請求明細書
PP06	サービス量は契約量以内、総サービス量決定支給量超過		請求明細書
PP15	明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	実績記録票を送信していないか、実績記録票が国保連でエラーになっている。上限額管理加算等の加算のみ請求の場合は、実績記録票は送付しない。	実績記録票
PP22	食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	食事提供加算の回数を実績記録票と明細書で一致させる。	実績記録票・請求明細書
PP57	緊急時支援の回数が実績記録票と明細で不一致	緊急時支援の回数を実績記録票と明細書で一致させる。	実績記録票・請求明細書

(2) 過誤申立について

1. 過誤申立が必要な場合

- 請求が審査を通りサービス費の支払いが済んでいる請求について、請求をやり直す場合に行います。
- 国保連返戻で「基本情報が重複しています」というエラーは、過誤申立をせずに再請求を行ったことを示しています。このエラーで返戻になった場合、過誤申立をしてください。なお、「基本情報が重複しています」以外のエラーで返戻となった請求はまだ審査を通過していませんので、過誤申立は必要ありません。エラー箇所を修正して再請求してください。

2. 過誤申立書の様式番号と申立事由

事業所番号 の頭3桁	様式 番号	明細書の種類	申立 事由
401	10	介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)	02
402	11	介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三)	02
403	12	地域相談支援給付費明細書(様式第五)	02
	20	サービス利用作成費請求書(様式第四)	02
	21	計画相談支援給付費請求書(様式第四)	02
404	30	特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書(様式第六)	02
	31	特例計画相談支援給付費請求書(様式第十)	02
406	50	地域生活支援事業所明細書	02

3. 上限額管理のある利用者の過誤申立

A事業所とB事業所からサービス提供を受けている利用者がいるとします。A事業所が上限額管理事業であると仮定した場合

例1) A事業所に総費用額の変更が生じたが、利用者負担額に変更はない

- A事業所は過誤申立を行い、正しい内容に変更した請求明細書等と上限額管理結果票を送付して再請求を行う。
- B事業所は処理の必要無し。

例2) B事業所に総費用額の変更が生じたが、利用者負担額に変更はない

- B事業所は過誤申立を行い、正しい内容の請求明細書等を送付して再請求を行う。
- A事業所は上限額管理結果票のB事業所に関する項目を変更し、情報作成区分「修正」で上限額管理結果票のみを送付する。

例3) A事業所に総費用額の変更が生じ、利用者負担額にも変更が生じた(B事業所の利用者負担額が変更になった)

- A事業所は過誤申立を行い、正しい内容の請求明細書等と上限額管理結果票を送付して

再請求を行う。

- B事業所は過誤申立を行い、正しい内容の請求明細書等を送付して再請求を行う。

※ 兄弟児の上限管理を行っているケースで、総費用の変更に伴う過誤申立てを行う場合も、上限額管理結果票の修正及び修正版の障がい者在宅支援課への提出が必要です。

※ 利用者負担額の変更が生じた場合は、利用者に対する利用者負担額の差額の徴収または返金も必ず行って下さい。

4. 再請求

請求明細書に実績記録票を添付して送付します。国保連合会は受付月の通常の請求金額と過誤の金額を相殺して支払を行います。

※過誤申立書の提出

毎月請求の前月末までに福岡市役所に郵送してください（12月に再請求する場合は11月中に過誤申立する）。申立件数が多い時は分割していただくようお願いします。なお、福岡市からの特別な指示が無い限り、過誤申立書に実績記録票の添付は不要です。

※過誤申立書のダウンロード

福岡市のホームページの「[福岡市ホーム](#) > 中の[健康・医療・福祉](#) > 中の[福祉・障がい者](#) > 中の[福祉事業者に関すること](#) > 中の[事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等）](#) > から4 様式」の中に、様式と記載例を掲載していますので、ご活用ください。

なお、国保連合会の簡易請求システムからもダウンロードできます。電子受付システムにログインし、「[お知らせ・・・2012.05.23](#)」をクリックして、ダウンロードしてください。

2 平成 29 年度の指導方針について

(1) 集団指導

必要な指導内容に応じ、指導対象となる障がい福祉サービス事業者等に一定の場所に集まっ
ていただき、講習の方法により行います。

① 開催時期

基本は、年 1 回で、6 月～7 月に行う。大幅な制度改正、報酬改定等がある場合には、別途
臨時で開催する場合があります。

② 対象事業所

基本は、すべての障がい福祉サービス事業所及び特定相談支援事業所。地域生活支援事業の
うち、移動支援、日中一時支援の事業所についても対象としています。
臨時開催分については、内容により選定します。

③ 通知方法

全事業所に対し、電子メールで開催通知を送付し、ホームページに開催のお知らせを掲載し
ます。

(2) 実地指導（在宅系サービス・短期入所・特定相談支援事業所分）

指定基準、報酬告示が遵守されているかを「自己点検表」に基づいて関係書類を閲覧し、管
理者等の関係者と面談して、実地にて指導します。

① 対象事業所

事業開始後実地指導を行っていない事業所、その他、実地指導を行うことが適当と認められ
る事業所を選定して、実施します。

② 指導通知

事前に、実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、準備すべき書面等を記載した実
施通知を交付します。概ね 2 週間前には通知する予定ですが、抜き打ちの実地指導等を行う
場合は、事前通告なしに、当日、指導開始前に交付する場合があります。

③ 指導結果の通知

当日口頭で改善を指摘し、後日文書により指導結果を通知します。

④ 改善報告書の提出

文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後 30 日以内に、改善報告書の提出を求め
ます。なお、給付費の算定誤りにより過誤申立てを指導した場合は、介護給付費等に関する
請求誤り結果報告書と過誤申立書も合わせて提出してください。

(3) 平成28年度実地指導（在宅系サービス、短期入所、特定相談支援事業所分）

① 事業所数及び事業数

在宅系障がい福祉サービス事業所 31 事業所（事業数：障害福祉 62 移動支援 16）

短期入所事業所 5 事業所（事業数：短期入所 5）

特定相談支援事業所 20 事業所（事業数：計画相談支援 20）

② 指摘数

- ・在宅系障がい福祉サービス事業所
文書指摘延べ53件，口頭指摘延べ65件
- ・短期入所事業所
文書指摘延べ6件，口頭指摘延べ9件
- ・特定相談支援事業所
文書指摘延べ8件，口頭指摘延べ45件

③ 指摘が多かった項目及び具体例

・在宅系サービス事業所関係

ア 従業者の員数

過去数か月にわたり，常勤換算2.5を満たしていない事例。

イ 内容及び手続きの説明及び同意

重要事項説明書，契約書の不備。

ウ 心身の状況等の把握

アセスメントに係る記録が作成されていない事例。

エ サービスの提供の記録

- ・8か月間にわたり，サービス提供の記録が作成されていない事例。
- ・控除時間があるケースで実施記録と実績記録票の提供時間が一致していないものあり。実績記録票も実際の提供時間を記載すること。
- ・身体介護の実施記録の内容が見守りのみとなっており，算定要件を満たすサービス提供内容が記録から確認できない事例。
- ・同行援護，通院介助等の記録が，時系列に記載されておらず，目的地，移動経過，移動手段，控除時間等が確認できない事例。

オ 利用者負担額に係る管理

- ・利用者負担額を徴収した事実を確認できる書面，会計記録がない事例。

カ 介護（訓練等）給付費等の額に係る通知等

- ・代理受領通知を交付していない。

キ 居宅介護計画の作成

- ・サービス等利用計画を取り寄せないまま、作成されている個別支援計画。
- ・長期間にわたり、居宅介護計画の見直しが行われていない事例。
- ・居宅介護計画の内容が、支給決定の内容にあっていない事例。
支給決定は家事（代筆・代読コミュニケーション支援）なのに、買い物、調理が居宅介護の支援内容となっている、居宅介護の手順書に、家事援助では認められていない、利用者以外の調理や洗濯、ペットの世話などが含まれているなど。

ク 管理者及びサービス提供責任者の責務

- ・管理者やサービス提供責任者が、ヘルパー業務や他の法定外業務に忙殺され、その責務を果たしていない事例。

ケ 記録の整備等

- ・サービス提供に係る記録を作成していない、居宅介護計画を5年間保管していないなどの事例。

コ 変更届

- ・管理者、サービス提供責任者の変更について、変更届が未届の事例。

サ 給付費算定

- ・勉強をみる等の法定外サービス分を介護給付費で請求している事例。
- ・支援内容は家事援助であるのに、身体介護で請求している事例。
- ・同行援護の通院支援において、診療室内の時間が控除されていない事例。

シ 移動支援

- ・移動支援の実施記録について、時系列に記載されておらず、目的地、移動経過、移動手段、控除時間等が確認できない事例。
- ・移動支援の個別支援計画を作成していない事例。
- ・特例が認められていないケースについて家族の運転する車での移動支援を行った。
- ・目的地での活動時間を控除していない事例

など

・短期入所事業所関係

ア 定員の遵守

- ・短期入所において、1日の利用定員が守れていない事例。

イ 給付費算定

- ・日中活動系サービスを利用している短期入所について、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）で算定すべきところ福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）を算定している事例。

など

・特定相談支援事業所関係

ア 変更届

専従の管理者，相談支援専門員が入所施設の管理者，従業者と兼務となったのに届出がない事例。

イ 従業者

相談支援専門員が兼務している事業所の利用者についてモニタリングを実施している事例。

ウ 勤務体制の確保

指定計画相談支援を提供できる勤務体制が定められていない，当該相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させていない，研修の機会が確保されていないなどの事例。

エ 計画相談支援費

- ・指定継続サービス利用支援を行った後に，指定サービス利用支援を行った場合に，継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定している事例。
- ・指定サービス利用支援を行った場合に，サービス利用支援費の請求を行うが，誤って複数回同一内容の請求を行っている事例。
- ・モニタリング月でない月に行ったモニタリングについて，継続サービス利用支援費を請求している事例。
- ・サービス利用支援，継続サービス利用支援の請求要件を満たしていない事例。
- ・相談支援専門員が兼務している事業所の利用者についてモニタリングを実施若しくは，モニタリングを踏まえてサービス等利用計画案を作成した事例。

(4) 平成 29 年度実地指導について (在宅系サービス, 短期入所, 特定相談支援事業所分)

① 計画数

- ・在宅系サービス事業所：50 事業所程度
- ・短期入所事業所：10 事業所程度
- ・特定相談支援事業所：20 事業所程度

① 重点項目

・在宅系サービス事業所

昨年度の実地指導の結果，文書により指導を行った項目を重点項目とします。

また，管理者及びサービス提供責任者が直接処遇に追われ十分に機能していない事例が目につくことから，管理者及びサービス提供責任者の責務が果たされているかの観点から，確認を行うこととします。

・短期入所事業所

昨年度の実地指導の結果，文書により指導を行った項目を重点項目とします。

・特定相談支援事業所

昨年度の実地指導の結果，文書により指導を行った項目を重点項目とします。

実地指導時は，日ごろから適切に書類等を作成・保管していれば対応できるものです。事務の間違いや不正を未然に防ぐためにも，書類等の作成・保管は適切に行ってください。

実地指導時に確認する「自己点検票」についても，実施指導の有無にかかわらず，年1回は作成し，指定基準や報酬算定の確認に活用してください。

3 指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分について

(1) 処分等の内容

平成 28 年度の事業者等説明会後は、福岡市内の 9 つの事業所について、指定障がい福祉サービス事業者等の不正に対する処分を行っておりますので、概要を説明します。

【事例 1】

7 つの就労移行支援事業所において、

- 利用者が通所しているように見せかけ、事業運営の実態がないにもかかわらず、不正に給付費を請求した。
- 障害者総合支援法第 48 条第 1 項の規定に基づき命じられた帳簿書類その他の物件の提出に際し、適正にサービス提供がなされていることを装った。

というものであり、監査の時点で既に廃止していた 1 ヶ所の事業所を除く 6 つの就労移行支援事業の指定取消の処分を行いました。5 つの事業所について、福岡市分の不正請求額 1 億 195 万円に 40% の加算金 4,078 万円を加えた約 1 億 4,273 万円の返還請求を行いました。なお、2 事業所については、初回の不正請求分を全件返戻したため、返還請求は発生していません。

【事例 2】

1 つの特定相談支援事業所において、

- 相談支援専門員ではない同事業所の関係者 X が不正に就労移行支援事業所等の利用者のサービス等利用計画作成業務などを行い、不正に給付費を請求した。

というものであり、指定取消処分を行い、不正請求額約 121 万円に 40% の加算金約 48 万円を加えた約 169 万円の返還請求を行いました。

【事例 3】

1 つの就労移行支援・就労継続支援 A 型の多機能型事業所において

- 報酬を算定するために必要な人員を配置していないにもかかわらず、不正に給付費を請求した。

というものであり、指定取消処分を行い、不正請求額約 771 万円に 40% の加算金約 308 万円を加えた約 1,080 万円の返還請求を行いました。

※詳細は、(2) 具体的な処分事例参照。また、今回の処分時には、複数の新聞社、テレビ局においてにおいて処分内容、事業所名および代表者名等の報道がありました。

左記のように、就労移行支援事業における不正請求が7件、特定相談支援事業に係る処分案件が1件、就労継続支援A型と就労移行支援の多機能型で1件となっています。いずれも、事業所運営の実態がないなどの非常に悪質な不正であつことから、今年度は、抜き打ちの实地指導等を行い、その結果を踏まえて不正防止対策を進めていく予定です。

今回の処分事案も、通常の実地指導において不正の疑いをもったことから、監査を行い、不正の事実の確認に至ったものです。

实地指導等において、虚偽の報告やごまかしが疑われる場合は、障害者総合支援法第48条に基づき監査に切り替えて対処します。監査の場での虚偽報告等は、不正の事実の軽重にかかわらず、重い処分につながります。

また、不正請求額については、障害者総合支援法第8条第2項に基づき、サービスの「全額分」について返還請求を行います。返還対象額に「40%の加算金」を上乗せして返還請求を行うこともありますので、不正請求額以上の金額が返還金となる場合があります。(当該返還請求金については、地方自治法において「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされており、裁判等を経ずに強制手段を以て回収できることとされております。)

なお、不正事案ではありませんが、实地指導において不適切な介護給付費の請求等について数多くの文書指摘を行い、過誤申立てにより返還させております。

毎年、不正事案が後を絶たない状況です。今一度、関係法令及び本市の事業者説明会資料等を確認し、適正な事業実施に努めてください。

(2) 具体的な処分事例

参考資料として、記者発表時の資料を掲載しています。

平成 28 年 12 月 27 日
保健福祉局障がい者部
こども未来局こども部

指定障がい福祉サービス事業所等における不正事案に対する処分について

下記法人が運営する、障がい児・者を対象とした福祉サービス事業所において不正事案があり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付けで指定の取消し処分を行いましたのでお知らせします。

1 事業者の概要

合同会社春（つぼみ）他 計 10 事業所
（詳細は別紙 1 「不正事案等の詳細について」のとおり）

2 不正事案の概要

障がい福祉サービス事業所各代表者（別紙 1 「不正事案等の詳細について」①～⑧）は関係者 X 及び関係者 Y と共謀し、全く利用実態のない架空の請求を行い不正に報酬を受領したものである。

また、各代表者の供述等により、関連する事業所である別紙 1 ⑨及び⑩において不正請求（水増し請求）が行われたもの。

3 不正対象額

給付費 約 115,300,000 円（福岡市分）

※金額については、すでに事業所廃止済みの 1 事業所の金額を含む。

※加算金（返還金に 100 分の 40 を乗じて得た額）については、不正内容に架空請求の部分がみられ、悪質性が高いことを考慮し、請求を行う。

4 処分の内容

すでに廃止となっている1事業所を除く9事業所について指定取消し

5 これまでの経緯（福岡市の対応）

丸数字は別紙1「不正事案等の詳細について」における事業所名に対応

日時	内容
10月20日（木）	「①つぼみ」の事業所，代表者自宅，サービス管理責任者自宅の3か所にて同時に監査を実施。
10月21日（金） ～ 10月28日（金）	事業所「②ステージア」，「③サプリ」，「④つばき」，「⑤bright future」，「⑥lico」，「⑦フラット」，「⑧ことのは」の代表者及び関係者X，Yへの監査を実施。
11月11日（金）	事業所「⑨鈴の音」及び「⑩すずの音」へ監査を実施。
11月24日（木）	行政手続法に基づく聴聞を実施（事業所①～⑥及び⑧）
12月13日（火）	行政手続法に基づく聴聞を実施（事業所⑨及び⑩）
12月27日（火）	9事業者に対し，指定取消し通知書（平成28年12月27日付け）交付。

6 再発防止策

- ・平成29年1月から抜き打ちによる実地指導の実施（100か所）。
- ・抜き打ちによる実地指導の結果等を踏まえた不正防止対策の確立。
- ・指定申請時における事業計画等の詳細な確認（法人本店所在地の現地調査。役員及び職員等との面談等）。
- ・支給決定窓口（各区役所）における要領等の見直し。本庁との情報共有の強化。
- ・警察，労働局等との連携強化等。

〇不正事案等の詳細について

(1) 就労移行支援事業所

法人名称	代表者	事業所名	事業所の所在地	指定年月日	不正請求期間	不正受給額
合同会社 春	前田 康行	① つぼみ	南区長丘 1-1-8-2-A	H27.7.1	H27.7～H28.9	33,220,273 円
合同会社 ステージア	迎 真介	② ステージア	南区寺塚 2-15-5-107	H27.10.1	H27.10～H28.9	20,631,821 円
一般社団法人 アドバンス	江越 友美	③ 就労移行支援施設 サブリ	中央区大手門 2-1-10-412	H27.10.1	H27.10～H28.9	20,018,604 円
合同会社 椿	原賀 あゆか	④ 就労移行支援事業所 つばき	中央区御所ヶ谷 2-28-102	H28.7.1	H28.7～H28.9	147,412 円
合同会社 Color	片岡 美保子	⑤ 就労移行支援 bright future	中央区六本松 3-16-33-501	H28.9.1	H28.9	0 円
合同会社 Lico	前田 優子	⑥ Lico	東区菅松 2-11-18-805	H28.9.1	H28.9	0 円
合同会社 flat	平田 和子	⑦ フラット	南区井尻 3-27-30	H27.5.1	H27.5～H28.3	27,938,830 円

※「⑤就労移行支援 bright future」及び「⑥Lico」は、給付費を不正に請求したが、受領する前に不正が発覚したものの。

「⑦フラット」については、平成 28 年 5 月 31 日付けで事業廃止となっている。

〇不正事実の概要

利用者が通所しているように見せかけ、事業運営の実態がないにもかかわらず、不正に給付費を請求した。

(障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号の指定取消事由に該当)

なお、「①つぼみ」については、障害者総合支援法第 48 条第 1 項に基づく監査において虚偽の報告を行い、適正にサービスの提供がなされていることを装った。

(障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号の指定取消事由に該当)

※就労移行支援：一般企業等に就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

(2) 特定相談支援事業所

法人名称	代表者	事業所名	事業所の所在地	指定年月日	不正請求期間	不正受給額
一般社団法人 福岡グループホーム研究会	三宅 良幸	⑧ 特定相談支援事業所ことのは	博多区博多駅南 3-5-35-402	H26.8.1	H27.5～H28.9	1,212,584 円

〇不正事実の概要

相談支援専門員ではない同事業所の関係者 X が不正に就労移行支援事業所等利用者のサービス等利用計画作成業務などを行い、不正に給付費を請求した。

(障害者総合支援法第 51 条の 29 第 2 項第 5 号及び第 7 号の指定取消事由に該当)

※特定相談支援：サービス申請に係る支給決定前のサービス等利用計画案の作成、支給決定後の事業所との連絡調整及び利用計画の作成を行う。

(3) 就労移行支援・就労継続支援A型の多機能型事業所

法人名称	代表者	事業所名	事業所の所在地	指定期間	不正請求期間	不正受給額
一般社団法人 さくら社会 福祉協議会	中橋 武彦	⑨ 鈴の音	南区清水 4-22-20	H26.10.1	H28.1～H28.9	7,714,514 円

○不正事実の概要

報酬を算定するために必要な人員を配置していないにもかかわらず、不正に給付費を請求した。

(障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号の指定取消事由に該当)

※就労継続支援A型：一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行う。

(4) 放課後等デイサービス事業所

法人名称	代表者	事業所名	事業所の所在地	指定期間	不正請求期間	不正受給額
一般社団法人 さくら社会 福祉協議会	中橋 武彦	⑩ すずの音	南区清水 4-22-20	H26.10.1	H27.3～H28.9	4,411,113 円

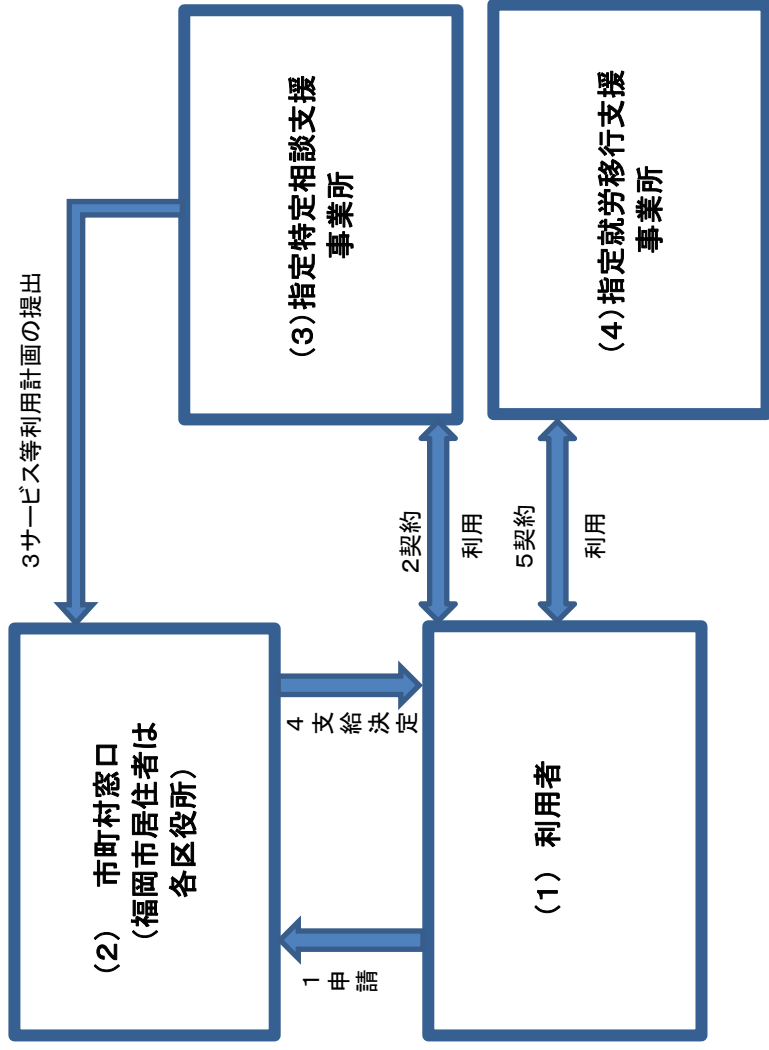
○不正事実の概要

報酬を算定するために必要な人員を配置していないにもかかわらず、不正に給付費を請求した。

(児童福祉法第 21 条の 5 の 23 の 5 の指定取消事由に該当)

※放課後等デイサービス：授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○利用者と事業所の関係



(3) 障害者総合支援法に基づく行政処分について

障害者総合支援法第 50 条（指定障害福祉サービス事業者）、第 51 条の 29 第 2 項（特定相談支援事業者）において、事業者指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止について規定されています。

同条で示されている処分事由の主なものは、

○指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

○指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

○介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

○指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

となっています。

実地指導等は犯罪捜査のために行うものではありませんが、請求の不正等で悪質なものについては、指定の取消し等の行政処分だけでなく、結果として刑法の詐欺罪としての刑事告訴もあり得ます。

また、虚偽の報告等についても、障害者総合支援法第 111 条、第 112 条に罰金刑の規定があり、刑事罰が科されることがあります。

次ページ以降の障害者総合支援法関係条文を参照の上、適正なサービス提供に努めてください。

(4) 関係法令（指定・処分等関係部分）

○障害者総合支援法

(不正利得の徴収)

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者がいるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(報告等)

第十条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行

う。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないことと

することが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 申請者が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経

効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 4 第三十六条及び第三十八条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定障害者支援施設等の基準)

第四十四条 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及

び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
 - 二 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積
 - 三 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 4 指定障害者支援施設の設置者は、第四十七条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該施設障害福祉サービスを受けていた者であって、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害者支援施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
- 3 前二項の規定は、指定障害者支援施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号、第五号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
- 六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百十一条 第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

○刑法

（詐欺）

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。